

人間ドック・J Aドックの健診費用を助成します

☎ 保険医療課 (☎ 65-65112)

疾病の早期発見および健康の保持増進のため、人間ドックを受診する人に費用の一部を助成します。

対象

- 次のすべてに該当する人
- ① 長浜市国民健康保険に加入している人
- ② 4月1日現在40歳以上で、受診日時点で75歳未満の人
- ③ 世帯に国民健康保険料、市税等に滞納がない人
- ④ 市の保健指導を受けることに同意する人

助成内容

- 人間ドック(日帰り・1泊・脳ドック)、同時に実施されるオプション検査
- J Aドック(レディースドック健診、メンズドック健診、J Aドック健診)、各J Aドック健診に追加して実施されるオプション検査

助成額

受診費用の1/2(100円未満切捨て)上限2万円、宿泊を伴う場合は上限2万5千円

対象受診機関

- 人間ドック
市立長浜病院、長浜市立湖北病院、

長浜赤十字病院、彦根中央病院、友仁山崎病院、K K C ウェルネスひこね健診クリニック

JAドック

レック伊吹農協、北びわこ農協

受付期間

4月2日(月)～12月28日(金)
※予算の都合上、締切日より早く受付を終了する場合があります。

手続方法

国民健康保険被保険者証を持って、左記までお申し込みください。
※必ず受診前に申請してください。受診後の助成申請は受付できません。
※受診日が未定の場合でも、今年度中に受診を予定されている場合は受け付けます。
※申請には本人の署名が必要です。

問合せ・申込先

保険医療課(本庁舎1階)
☎ 65-65112
北部振興局福祉生活課・各支所



自立生活サポート窓口を開設しました

☎ 社会福祉課 (☎ 65-65119)

現行の制度では福祉サービス等を利用することが難しい人や、介護・子育て・しょうがい・就労など複数の問題を抱えている人の自立生活をサポートする相談窓口を開設しました。

経済的な理由で生活に悩みを抱えている人や複数の問題があり、どこに相談したらいいのかわからずお困りの人は、気軽にご相談ください。

問合せ

自立生活サポート窓口(社会福祉課内)
(本庁舎1階)
☎ 65-65119



後期高齢者医療制度についてのお知らせ

☎ 保険医療課 (☎ 65-65112)

保険料率の改定

4月1日から、保険料率を次の表のとおり改定します。詳しい内容や保険料率については、7月に郵送で被保険者の皆さんへお知らせします。

区分	保険料率	
	現行	改定後
被保険者均等割額	45,242円	43,727円
所得割率	8.94%	8.26%
年間保険料上限額	57万円	62万円

※所得割額の計算方法…総所得金額等から基礎控除の33万円を差し引いた金額×上記の割合

保険料の軽減

世帯主と被保険者全員の所得が一定以下の人は、世帯の所得水準に合わせて均等割額が、9割・8.5割・5割・2割のいずれかの割合で軽減されます。被用者保険の被扶養者だった人は、均等割が軽減され、所得割はかかりません。また、4月1日から次の通り変更となります。

所得割額

所得割額の軽減はなくなります。

被用者保険の被扶養者だった人の均等割額

後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険(職場の健康保険)の加入者に扶養されていた人(被扶養者)の保険料の軽減割合が、7割から5割に変わります。

均等割額の軽減対象となる人の所得範囲の拡大

均等割額が5割または2割軽減される対象となる人の所得の範囲が、次のように拡大されます。

5割軽減の対象者

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない人

「基礎控除額(33万円) + 「27.5万円×世帯の被保険者数」
(改正前:基礎控除額+27万円×世帯の被保険者数)

2割軽減の対象者

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない人
「基礎控除額(33万円) + 「50万円×世帯の被保険者数」
(改正前:基礎控除額+49万円×世帯の被保険者数)

入院時食事代の標準負担額の変更

所得区分が現役並み所得者と一般の人は360円/1食から460円/1食に変わります。

また、療養病床に入院した場合の居住費の標準負担額は、入院医療の必要性の高い状態が継続する人も含めて、一律370円/1日になります。

※所得区分が区分Ⅰ、区分Ⅱ(住民税非課税世帯)の人、指定難病患者の人については、変更ありません。

※療養病床に入院した場合の食事代は変更ありません。

国民健康保険制度が変わります

☎ 保険医療課 (☎ 65-65112)

4月から県が保険者に加わり、市町と一緒に国民健康保険の運営を担うことで、制度の安定化をめざします。

保険料について

県から示される市町ごとの標準保険料率を参考に市町で決定します。平成30年度の保険料率は、5月1日号の広報でお知らせします。

変更点

○ 保険証などの様式が一部変わります。なお、現在お使いの限度額認定証や高齢受給者証などは、記載されている有効期限まで使用できます。

○ 4月からの新しい保険証は、有効期限が平成31年7月31日まで延長されています。これは、平成31年8月から保険証と高齢受給者証を一体化するための措置です。

○ 県内転居であれば高額療養費の多数該当が通算され負担が軽減されます。(ただし、世帯の構成に変更があった時は、通算されない場合があります)

休館日・開館時間が変わります

4月1日から、一部の歴史文化施設の休館日・開館時間が変更になります。

高月観音の里歴史民俗資料館

休館日の変更

〈変更前〉月・火曜日、祝日の翌日、年末年始

↓
〈変更後〉火曜日、祝日の翌日、年末年始

☎ 高月観音の里歴史民俗資料館 (☎ 85-2273)

小谷城戦国歴史資料館

開館時間の変更

〈変更前〉9時30分～17時

↓
〈変更後〉9時～17時

☎ 小谷城戦国歴史資料館 (☎ 78-2320)

